

■県民税利子割

この税は、金融機関などから利子等の支払を受ける際に課税されるものです。



県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人が、その金融機関等を通じて納めます。
※平成28年1月1日以降に支払を受けるべき利子等に係る利子の納税義務者から、
法人が除外されました。



支払を受ける利子等の額の5%
(このほかに所得税(国税)15.315%が課税されます。)



金融機関等が毎月10日までに前月分をまとめて申告し、納税します。

◎ 利子等とは

利子等とは公社債及び預貯金の利子のほかに抵当証券、定期積金、金投資口座、一時養老保険等の金融類似商品の収益等も含まれます。

※平成28年1月1日以降に支払われる特定公社債等(国債、地方債、公募公社債等)の利子等については、県民税利子割の課税対象から除外され、県民税配当割の課税対象となりました。



(1) 身体障害者等に対しては、次のような非課税制度があります。

- ・少額預金非課税制度(マル優) ····· 非課税限度額350万円
- ・少額公債非課税制度(特別マル優) ··· 非課税限度額350万円

※郵便貯金非課税制度(マル優)は平成19年10月1日に廃止されました。日本郵政公社の民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象になります。また日本郵政公社の民営化以前に、郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

(2) 勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- | | | |
|-----------|----------------|-----------|
| ・財産形成住宅貯蓄 | } ····· 非課税限度額 | 合わせて550万円 |
| ・財産形成年金貯蓄 | | |

◎ 市町村への交付

県に納められた県民税利子割の59.4%が、県内の市町村に対して交付されます。